

# おたりつぐら 宿泊約款

## 第1条 (適用範囲)

当施設(以下 おたりつぐら )に関し、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令または法令に基づくもの)または一般に確立された慣習によるものとします。

## 第2条 (宿泊契約の申し込み)

当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を申し出ていただきます。

1. 宿泊者名、人数
2. 宿泊の目的
3. 宿泊期間
4. その他当施設が必要と認める事項

宿泊申し込みをしようとする方は、「おたりつぐら 利用規約」、及び「利用に際した注意事項」をよくお読みいただき、これら規約に同意いただくことを宿泊条件といたします。

宿泊客が宿泊の継続申し入れした場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 第3条 (宿泊申込の成立等)

宿泊契約が成立した場合、当施設が定める利用料金を指定の日までにお支払いいただきます。利用料金は宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当され、規定により違約金や賠償金として充当されます。

利用料金が指定日までに支払われない場合、宿泊契約はその効力を失います。但し、支払期日の通知が行われた場合は除きます。

当施設が誤った利用料金を提示し、その料金に基づいて契約が成立した場合、その旨の通知は速やかに行います。

## 第4条 (申込金の支払いを要しない特約)

前項にかかわらず、災害時や緊急利用など、小谷村が認めた場合は利用料金の支払いを不要とする場合があります。

申込時に利用料金の支払いを求めなかった場合は別途通知の上、前項特約が適用されます。

## 第4条の2 (感染防止対策への協力)

当施設は、宿泊者に対して感染防止対策への協力を求めることがあります。

特定感染症の発生などの感染経路調査等を目的として、宿泊者名簿の氏名・住所・職業その他の事項を関係機関に提供する場合があります。

## 第5条 (宿泊契約締結の拒否)

次に掲げる場合、当施設は宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 満室の場合
2. 事前の申込みが無く、正当な宿泊と認められない場合
3. 明らかな不当かつ、正当でない要求の上で宿泊申込みがあった場合
4. 法令、公序良俗に反する行為の恐れがある場合
5. 宿泊者が反社会的勢力に該当する場合
6. 他の宿泊者に迷惑をかける恐れがある場合
7. 暴力的要求行為があった場合
8. 特定感染症の患者である場合
9. 施設故障など、やむを得ない事由がある場合
10. 未成年のみの宿泊申込みで、保護者の許可がない場合
11. 過去の利用において、上記規約、またはスタッフからの警告に従っていない場合

## 第6条 (宿泊客の契約解除権)

宿泊客は当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

宿泊客の都合で契約を解除した場合、利用規約に基準にキャンセル料を請求いたします。

支払後の契約解除であった場合、全額返金には応じかねます。

チェックイン時刻を過ぎても連絡がない場合、契約は宿泊客によって解除されたとみなします。（事前の連絡で、到着時間が明らかな場合を除きます）

## 第7条 (当施設の契約解除権)

次のいずれかの場合、当施設は宿泊途中であっても宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊者が反社会的勢力に該当する場合
2. その他、合理的理由がある場合
3. 法令、公序良俗に反する行為の恐れがある場合
4. 利用規約で定める禁止行為があり、スタッフの警告に従わない場合
5. 他の宿泊者に迷惑をかける恐れ、または迷惑行為を行った場合
6. 予約者以外を泊めるなど不正行為をした場合
7. 暴力行為があった場合